

杉並区男女共同参画推進区民懇談会

## 男女共同参画社会の目指すもの —現状と課題—

2018. 7. 4

村松泰子  
(公益財団法人日本女性学習財団)



### 男女共同参画社会とは (Gender-Equal Society)

男女共同参画社会基本法第2条  
(男女共同参画社会の形成とは)

男女は

- ・社会の**対等な**構成員
- ・自らの意思によりあらゆる活動に**参加する機会**を確保
- ・政治・経済・社会・文化的**利益**の均等享受
- ・ともに**責任**を担う



## 男女共同参画社会

⇨ジェンダーに基づく**固定的性別役割分業**

ジェンダー:

社会的・文化的・日常的に作り出され、作り出してる性別  
私たちのふるまい・言動を通じて日々**再生産**している性別  
= 自然現象・生まれつき・特性ではない

ジェンダー・バイアス:

社会的・文化的・日常的に作り出している性別についての  
偏見・思い込み

<女らしさ／男らしさ、女だから／男だから、  
女のくせに／男のくせに>



## 固定的性別役割分業はなぜ問題か

- ・理念として
- ・現実の社会状況への対応として  
少子高齢社会は女性参画なしには乗り切れない  
女性の参画は少子化の原因ではない
- ・個人のレベルで  
各自の可能性を制限する
- ・社会のレベルで  
諸分野での男女アンバランスは、社会的不利益を招く

**めざすもの:**

男女の画一化ではない、**多様な個人**



## 男女共同参画にかかる歴史(1)

- 1975 国際女性年、世界行動計画
- 1977 国内行動計画
- 1979 女性差別撤廃条約国連採択
- 1984 国籍法改正、家庭科男女共修化方針
- 1985 男女雇用機会均等法成立  
⇒女性差別撤廃条約批准
- 1991 育児休業法成立
- 1995 国連第4回世界女性会議(北京会議)  
「男女共同参画社会をめざす杉並区行動計画」

5

## 男女共同参画にかかる歴史(2)

- 1999 男女共同参画社会基本法成立
- 2000 男女共同参画基本計画
- 2001 配偶者暴力防止法成立
- 2015 女性の職業生活における活躍の推進に  
関する法律成立(翌年施行)
- 2018 政治分野における男女共同参画の推進法成立

6

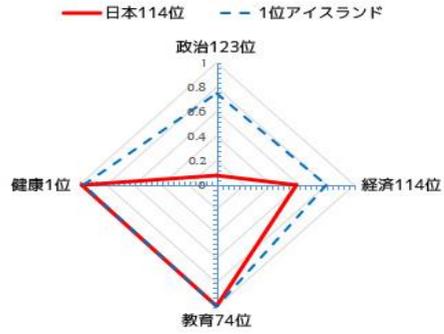
## GGI(ジェンダーギャップ指数)

(世界経済フォーラム公表)

### 2017年の日本の状況

2017年		
分野	ギャップ指数	順位
政治	0.078	123位
経済	0.580	114位
教育	0.991	74位
健康	0.980	1位
総合	0.657	114位

### GGGI 2017



7

## 日本のジェンダーギャップ指数順位の変遷

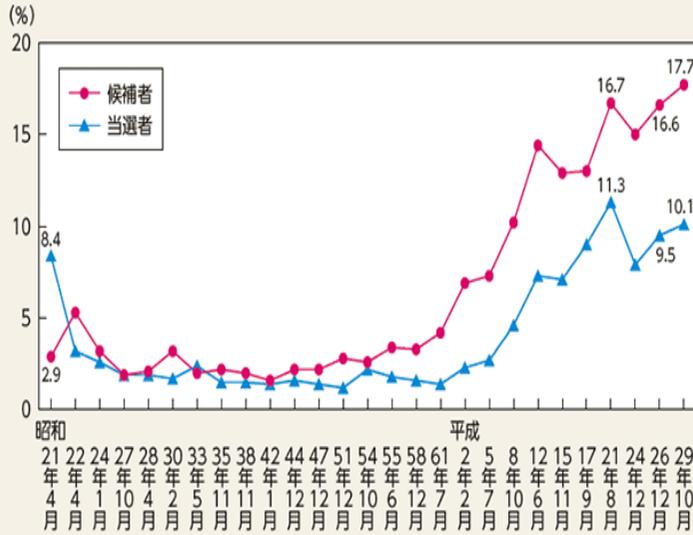
(2006年より公表)

年	調査国数	順位
2006年	115カ国	80位
2010	134	94
2013	136	105
2017	144	114

8

\* 以下、図表は原則として『平成30年版男女共同参画白書』より

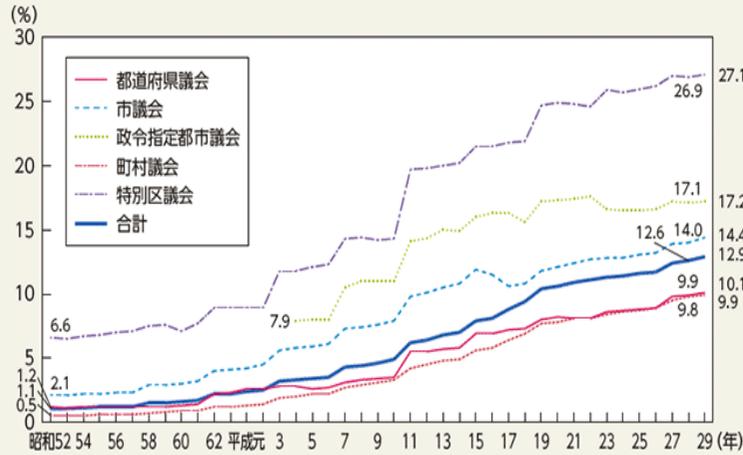
I-1-1 図 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(備考) 総務省「衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査結果調」より作成。

9

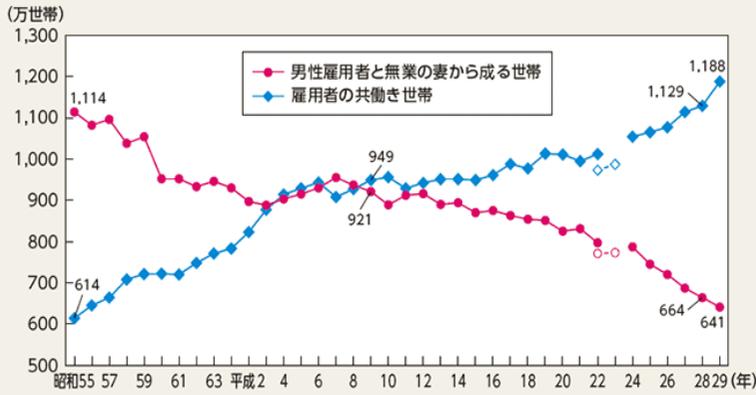
I-1-6 図 地方議会における女性議員の割合の推移



(備考) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調等」をもとに内閣府において作成。  
 2. 各年12月末現在。  
 3. 市議会は政令指定都市議会を含む。なお、合計は都道府県議会及び市区町村議会の合計。

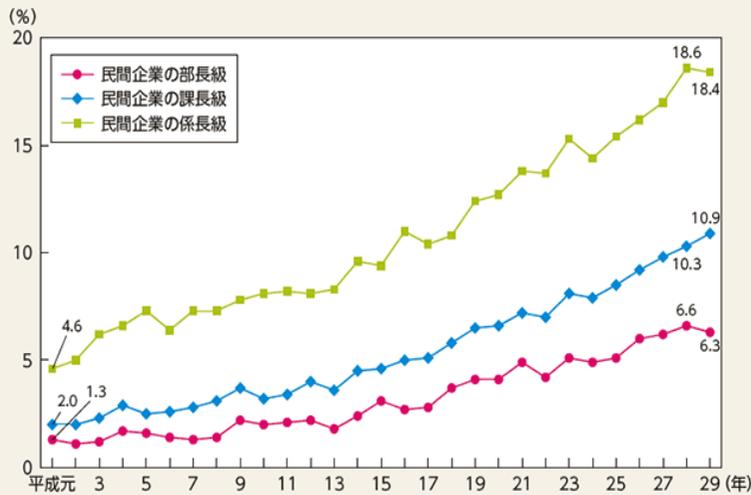
10

I-3-4図 共働き等世帯数の推移



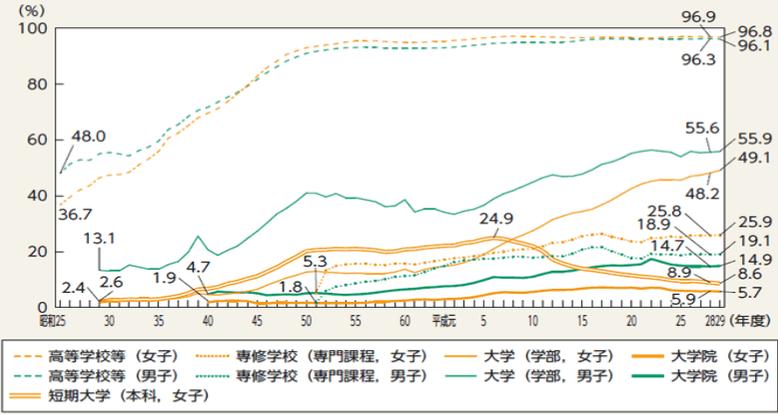
(備考) 1. 昭和55年から平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」(各年2月。ただし、昭和55年から57年は各年3月)、平成14年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」より作成。「労働力調査特別調査」と「労働力調査(詳細集計)」とは、調査方法、調査月等が相違することから、時系列比較には注意を要する。  
 2. 「男性雇用者と無業の妻から成る世帯」とは、夫が非農林業雇用者で、妻が非就業者(非労働力人口及び完全失業者)の世帯。  
 3. 「雇用者の共働き世帯」とは、夫婦共に非農林業雇用者(非正規の職員・従業員を含む)の世帯。  
 4. 平成22年及び23年の値(白抜き表示)は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

I-2-11図 階級別役職者に占める女性の割合の推移



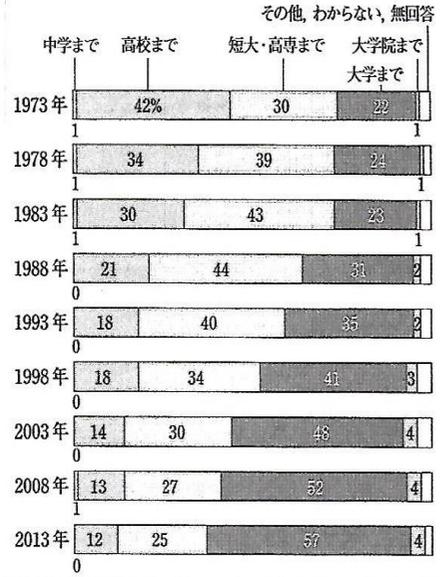
(備考) 1. 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成。  
 2. 100人以上の常用労働者を雇用する企業に属する労働者のうち、雇用期間の定めがない者について集計。

I-5-1 図 学校種類別進学率の推移

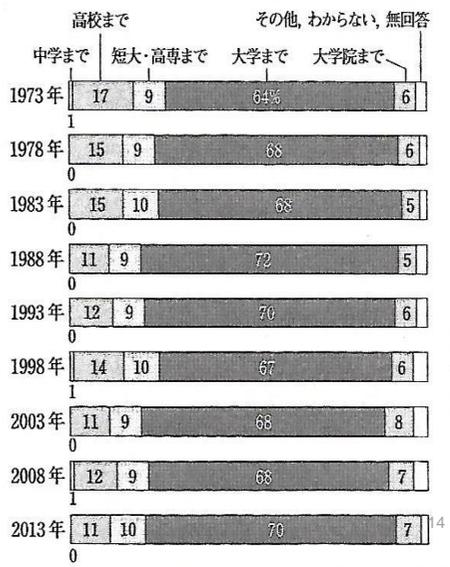


(備考) 1. 文部科学省「学校基本調査」より作成。  
 2. 高等学校等への進学率は、「高等学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部の本科・別科並びに高等専門学校に進学した者(就職進学した者を含み、過年度中卒者等は含まない)」/「中学校卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、進学者には、高等学校の通信制課程(本科)への進学者を含まない。  
 3. 専修学校(専門課程)進学率は、「専修学校(専門課程)入学者数(過年度高卒者等を含む)」/「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。  
 4. 大学(学部)及び短期大学(本科)進学率は、「大学学部(短期大学本科)入学者数(過年度高卒者等を含む)」/「3年前の中学卒業後及び中等教育学校前期課程修了者」×100により算出。ただし、入学者には、大学又は短期大学の通信制への入学者を含まない。  
 5. 大学院進学率は、「大学学部卒業後直ちに大学院に進学した者の数」/「大学学部卒業後」×100により算出(医学部、歯学部は博士課程への進学者)。ただし、進学者には、大学院の通信制への進学者を含まない。

男女のあり方 (女子の教育)

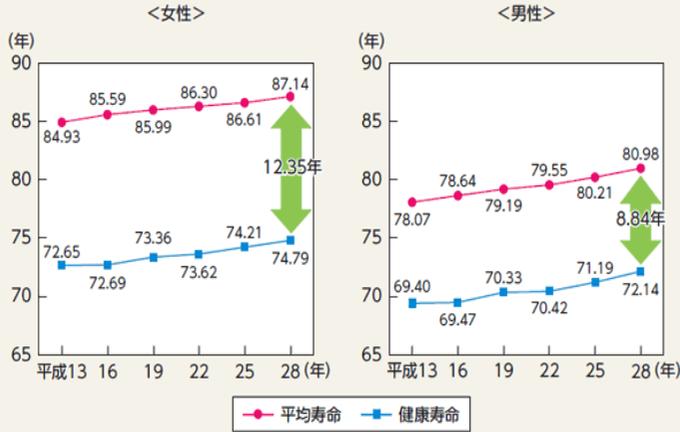


男女のあり方 (男子の教育)



(NHK放送文化研究所「日本人の意識」調査より)

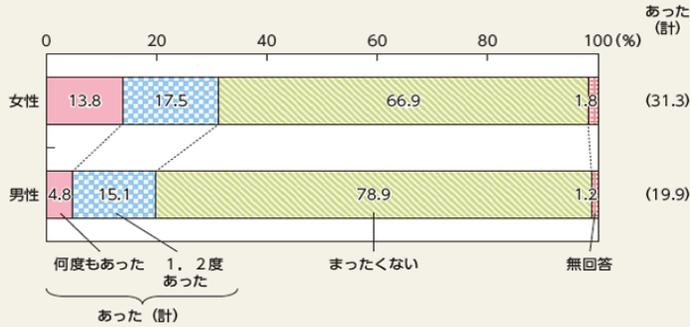
I-特-26図 平均寿命と健康寿命の推移



(備考) 平均寿命は、厚生労働省「簡易生命表(各年)(平成22年のみ完全生命表)」, 健康寿命は、平成13年~19年は、厚生労働科学研究班「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」(平成24年度), 22, 25年は、厚生労働科学研究班「健康寿命の指標化に関する研究」(平成27年度), 28年は、厚生労働省公表値より作成。

15

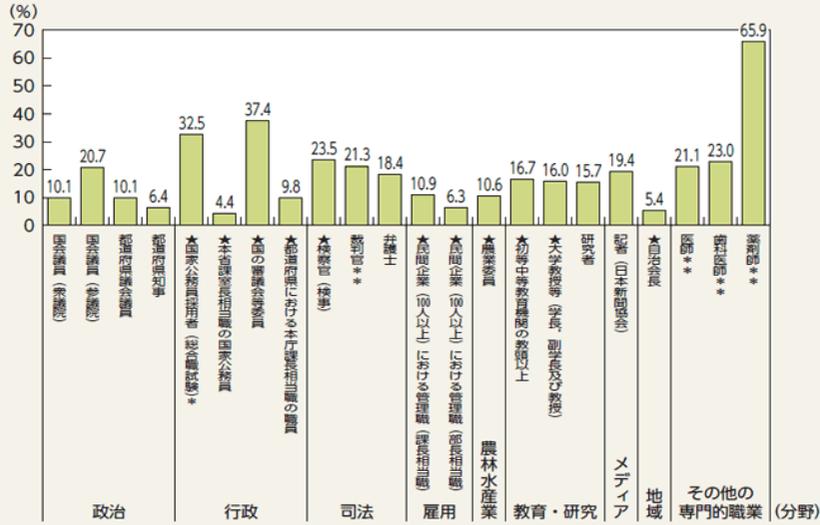
I-7-1図 配偶者からの被害経験



(備考) 1. 内閣府「男女間における暴力に関する調査」(平成29年)より作成。  
 2. 全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,807人、男性1,569人。  
 3. 「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下の通り。  
 「身体的暴力」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力。  
 「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。  
 「経済的圧迫」：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。  
 「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

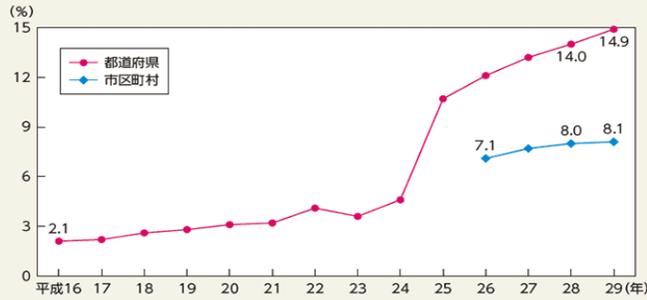
16

I-1-14図 各分野における主な「指導的地位」に女性が占める割合



(備考) 1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(平成29年12月)より一部情報を更新。  
 2. 原則として平成29年値。ただし、\*は30年値、\*\*は28年値。  
 なお、★印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。

I-4-5図 地方防災会議の委員に占める女性の割合の推移



<参考：委員に占める女性の割合階級別防災会議の数及び割合 (平成29年)>

	防災会議 合計	防災会議の委員に占める女性の割合						女性の割合 の平均 (%)	
		0% (いない)	1~5% 未満	5~10% 未満	10~20% 未満	20~30% 未満	30~40% 未満		40% 以上
都道府県	47	0	3	12	26	3	0	3	14.9
(%)	100.0	0.0	6.4	25.5	55.3	6.4	0.0	6.4	
市区町村	1,641	420	242	484	418	58	13	6	8.1
(%)	100.0	25.6	14.7	29.5	25.5	3.5	0.8	0.4	
市	789	50	112	289	279	42	12	5	-
(%)	100.0	6.3	14.2	36.6	35.4	5.3	1.5	0.6	
町	852	370	130	195	139	16	1	1	-
(%)	100.0	43.4	15.3	22.9	16.3	1.9	0.1	0.1	

(備考) 1. 内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」より作成。  
 2. 原則として各年4月1日現在。  
 3. 東日本大震災の影響により、平成23年値には、岩手県の一部(花巻市、陸前高田市、釜石市、大槌町)、宮城県の一部(女川町、南三陸町)、福島県の一部(南相馬市、下郷町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、飯館村)が、24年値には、福島県の一部(川内村、葛尾村、飯館村)がそれぞれ含まれていない。  
 4. 「市区」には特別区を含む。

## 第4次男女共同参画基本計画(2015～2020)

### 目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③男性中心型労働慣行等の変革を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会
- ④男女共同参画を我が国における最重要課題として位置づけ、国際的な評価を得られる社会

19

## 第4次男女共同参画基本計画(2015～2020)

### 強調点

#### あらゆる分野における女性の活躍

(男性中心型慣行等の変革/女性の採用・登用、指導的地位)

#### 安全・安心な暮らしの実現

(生活上の困難への支援・環境整備/女性への暴力の根絶)

#### 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

(防災・復興への女性の参画/国際社会への貢献)

#### 推進体制の整備・強化

(地域における推進体制)

20